

名古屋市配偶者からの暴力防止及び
被害者支援基本計画(第3次)
(案)

名古屋市

目次

はじめに	1
------------	---

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景	2
2 策定の経緯	3
3 策定の趣旨	4
4 計画の基本方針	4
5 計画の位置づけ	4
6 他の計画との関連	4
7 計画期間	4

第2章 配偶者からの暴力被害等の現状

1 暴力の被害経験等	5
2 DV相談件数	7
3 子どもの被害経験	8
4 今後必要と思われる施策	9
5 被害者支援の質の向上に必要とされるもの	9

第3章 第2次計画の評価と課題

1 第2次計画の体系	10
2 取組概要及び評価と課題	12

第4章 第3次計画の内容

1 第3次計画の体系	18
2 施策を推進する事業	20
・基本方向1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見	20
・基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実	25
・基本方向3 総合的な支援体制の強化	38

第5章 計画の推進

1 推進体制	42
2 推進にあたっての基本的な視点	42
3 実施状況の公表	42

はじめに

「配偶者からの暴力」¹（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。しかしながら、主に家庭内など外部からの発見が困難な環境下で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。そのため、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特徴があり、被害者の救済が必ずしも十分ではない状態が長く続いてきました。

このような中、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的に、平成13年4月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）が成立し、平成14年4月から全面施行されました。

名古屋市は、平成11年9月「女性に対する暴力」調査（『女性に対する暴力』研究会に委託）を行い、平成14年3月に制定した「男女平等参画推進なごや条例」（平成14年4月施行）に、「何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対する身体又は精神に著しく苦痛を与える暴力その他の行為をいう。）を行ってはならない」ことを明記しました。

平成18年度には、新たに設置した子ども青少年局において、DV被害者支援を所管することとし、社会福祉事務所業務の中に、児童虐待防止と併せ、DV被害者等の女性の自立支援に係る相談及び指導を明確に位置づけるとともに、同年6月には、社会福祉事務所に女性福祉相談員を配置しました。

続く平成19年7月からは、配偶者暴力相談支援センター業務を開始し、社会福祉事務所との緊密な連携を図りながら、DV被害者支援を進めています。

こうした経緯を踏まえ、「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）」を策定し、被害者とその子どもや親族が安心・安全に暮らせるよう、相談・保護・自立・心のケア等に関わる総合的な支援を切れ目なく推進するとともに、人権が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指します。

¹ 配偶者暴力防止法改正法（平成26年1月施行）が定めている「配偶者」には、事実婚を含むほか、改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も配偶者からの暴力に準じ、法の適用対象として拡大。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ること及び共同生活を解消した場合を含む。）も引き続き暴力を受ける場合を含む。

「暴力」には、身体への暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言をはく」などの精神的暴力や「嫌がっているのに性行為を強要する」などの性的暴力等も含まれる。

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の背景

(1) 国の状況

配偶者暴力防止法に基づき、配偶者暴力相談支援センター²においては相談、一時保護等の業務が実施され、裁判所においては保護命令を命ずることができるようになるなど、DV被害者支援体制が整ってきました。

平成16年12月の第1次法改正では、DVの定義が拡大され、従来の身体に対する暴力に加えて、精神的暴力、性的暴力を含むこととされました。また、保護命令の対象範囲が元配偶者まで拡大されたほか、退去命令の範囲及び期間についても拡大するとともに、接近禁止命令の範囲を拡大し被害者と同居する子どもについても対象とされるなど、被害者等を保護する規定の充実が図られました。

この改正に併せ、国から示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）には、被害者の自立支援に取り組むことが明記されました。また、都道府県による「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、被害者の保護及び自立に向けた支援の計画的・一体的な推進の礎が整いました。

平成20年1月の第2次法改正では、市町村に対して基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センター業務の実施について努力義務となりました。また、配偶者暴力相談支援センターの業務として一時保護に加えて被害者の緊急時の安全確保が位置づけられたほか、接近禁止命令の対象に被害者の親族等が追加されるとともに、裁判所への保護命令の申し立て要件として、生命等に対する脅迫が加えられました。

この法改正を踏まえて告示された国の基本方針（平成20年1月改定）では、「被害者の立場に立った切れ目のない支援」、「関係機関等の連携」、「安全の確保への配慮」及び「地域の状況の考慮」の4つを基本的視点に据えた基本計画の策定の必要性が示されるとともに、市町村における基本計画策定の留意事項として、「身近な行政主体としての施策の推進」、「既存の福祉施策等の十分な活用」などが示されています。

平成26年1月の第3次法改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者暴力防止法が準用され、法の対象となりました。

2 配偶者暴力防止法（第3条）に定められているもので、DV被害者に対して相談、保護命令申立支援、自立支援のための情報提供、また関係機関の連絡調整等を行う。

(2) 本市の状況

本市では、平成21年3月「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（以下「配偶者暴力防止等基本計画」という。）を策定し、庁内関係部署の連携による総合的な推進体制の整備を図るとともに、DV防止及び被害者の保護・自立に向けた支援施策の構築に取り組んできました。

平成24年3月には、配偶者暴力防止等基本計画（第2次）を策定し、庁内外の関係部署・関係機関や民間団体のさらなる連携推進を図ることにより、DV被害の発見と対応に努め、切れ目のない支援体制づくりを進めました。

この配偶者暴力防止等基本計画（第2次）の計画期間が、平成27年度で満了することに伴い、これまでの取組みと被害の実態等を踏まえ、より実効性のある支援の充実に向け、配偶者暴力防止等基本計画（第3次）を策定するものです。

2 策定の経緯

時 期	内 容
平成13年4月	○「配偶者暴力防止法」公布（平成13年10月一部施行、平成14年4月完全施行）
平成16年12月	○「配偶者暴力防止法」の改正法（第1次改正）施行 ・主務大臣による「国の基本方針」の策定 ・都道府県基本計画の策定 ○「国の基本方針」告示
平成19年7月	○名古屋市配偶者暴力相談支援センター業務を開始
平成20年1月	○「配偶者暴力防止法」の改正法（第2次改正）施行 ・市町村基本計画の策定（努力義務） ・市町村における配偶者暴力相談支援センター業務（努力義務）
平成21年3月	○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画」策定 （計画期間：平成21年度～平成23年度）
平成24年3月	○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画（第2次）」策定 （計画期間：平成24年度～平成27年度）
平成26年1月	○「配偶者暴力防止法」の改正法（第3次改正）施行 ・生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいない交際相手を除く）からの暴力について、法を準用し対象を拡大
平成28年3月	○「名古屋市配偶者暴力防止等基本計画（第3次）」策定 （計画期間：平成28年度～平成32年度）

3 策定の趣旨

配偶者暴力防止等基本計画（第2次）の計画期間が平成27年度に満了することから、「配偶者暴力防止法」の改正等を踏まえ、配偶者暴力防止等基本計画（第3次）を策定します。

4 計画の基本方針

被害者等の保護や自立に関わる総合的な支援を推進するとともに、人権が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指します。

5 計画の位置づけ

配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画にあたります。

6 他の計画との関連

なごや子ども条例に基づき策定している「なごや子ども・子育てわくわくプラン2015～名古屋市子どもに関する総合計画～」及び男女平等参画推進なごや条例に基づき策定している「男女平等参画の推進に関する基本計画」に位置づけられた取り組みと整合性を図り策定します。

7 計画期間

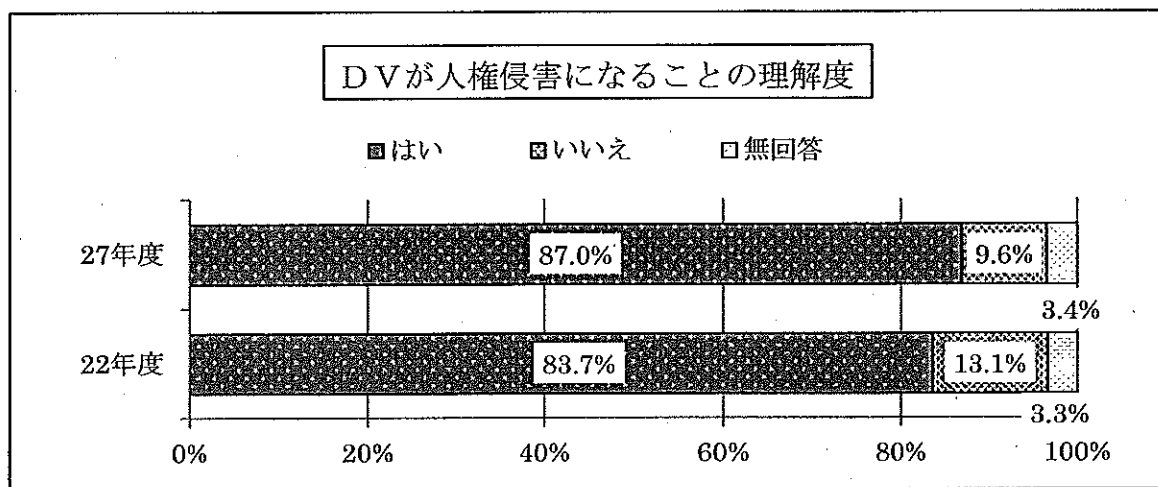
平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

第2章 配偶者からの暴力被害等の現状

1 暴力の被害経験等

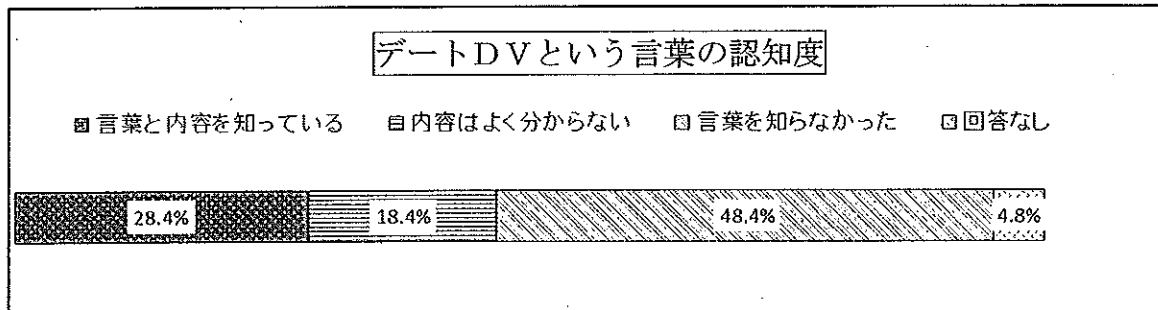
(1) DVが人権侵害になることの理解度

名古屋市が行った調査では、「夫婦間における平手で打つや殴るふりをして脅すなどの行為が人権を侵害する行為だと思う」と答えた人の割合は、平成22年度の83.7%から、平成27年度には87.0%と伸びていますが、依然として10%程度の人にはDVが人権侵害になることを理解していない現状があります。



平成22年度、27年度市民アンケート（名古屋市）

名古屋市が平成26年度に行った調査では、いわゆる「デートDV」については、「言葉とその内容も知っている」の回答率が28.4%に対し、「言葉を知らなかった」の回答率が48.4%と、「デートDV」という言葉の認知度が低いことがみられ、若いうちからの人権尊重意識を啓発する必要性が伺えました。



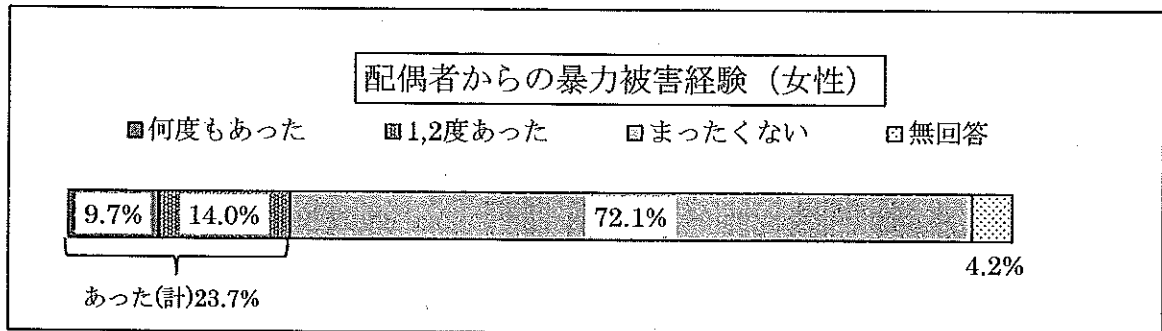
平成26年度男女平等参画基礎調査（名古屋市）

(2) DVの被害の実態

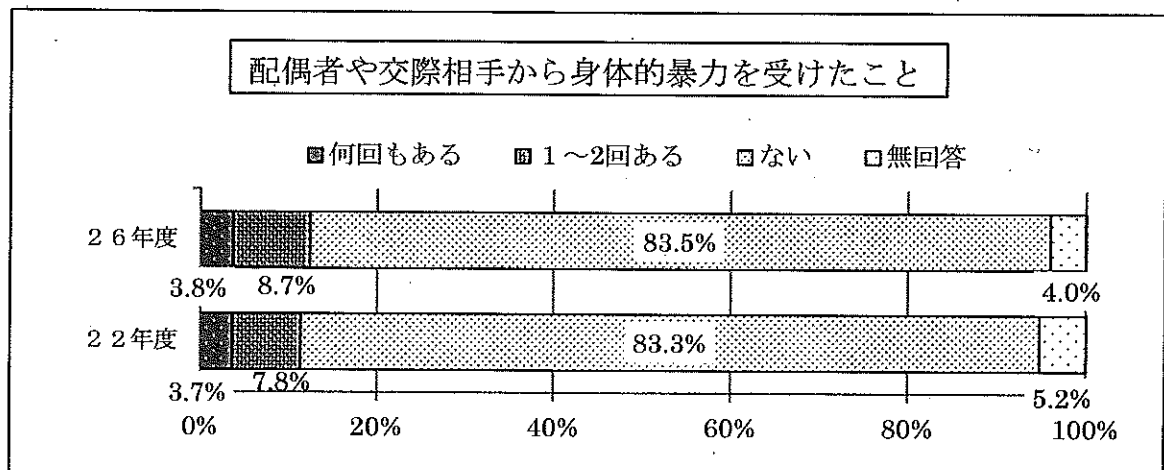
内閣府が平成27年3月に公表した調査では、女性の約4人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けていると回答し

ました。

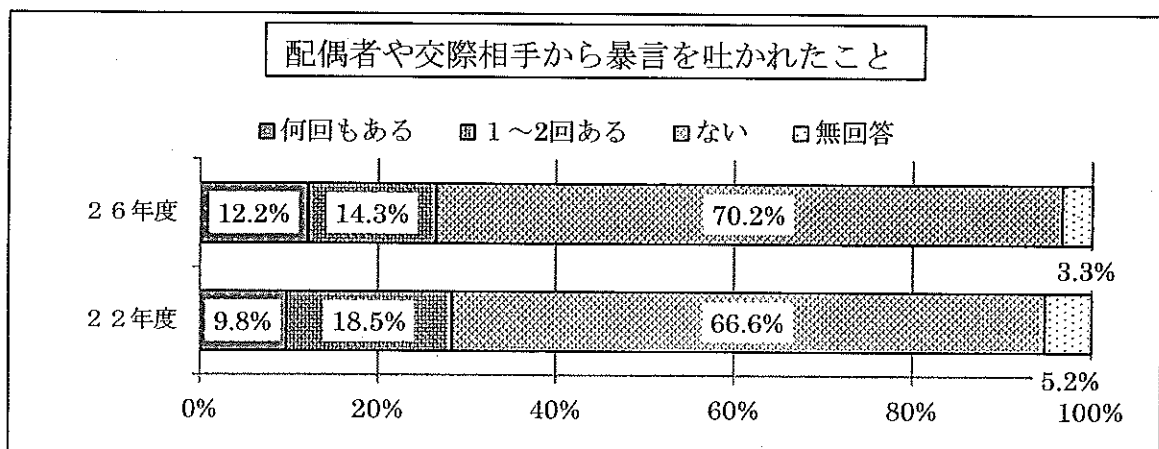
また、名古屋市が平成 26 年度に行った調査では、配偶者や交際相手から、殴られたり蹴られたりしたという身体的暴力は 12.5%の人に被害経験があり、バカなどと呼び方をされたという精神的暴力については 26.5%の人に被害経験があったという実態が浮かび上がりました。



平成 27 年 3 月男女間における暴力に関する調査（内閣府男女共同参画局）



平成 22 年度、26 年度男女平等参画基礎調査（名古屋市）

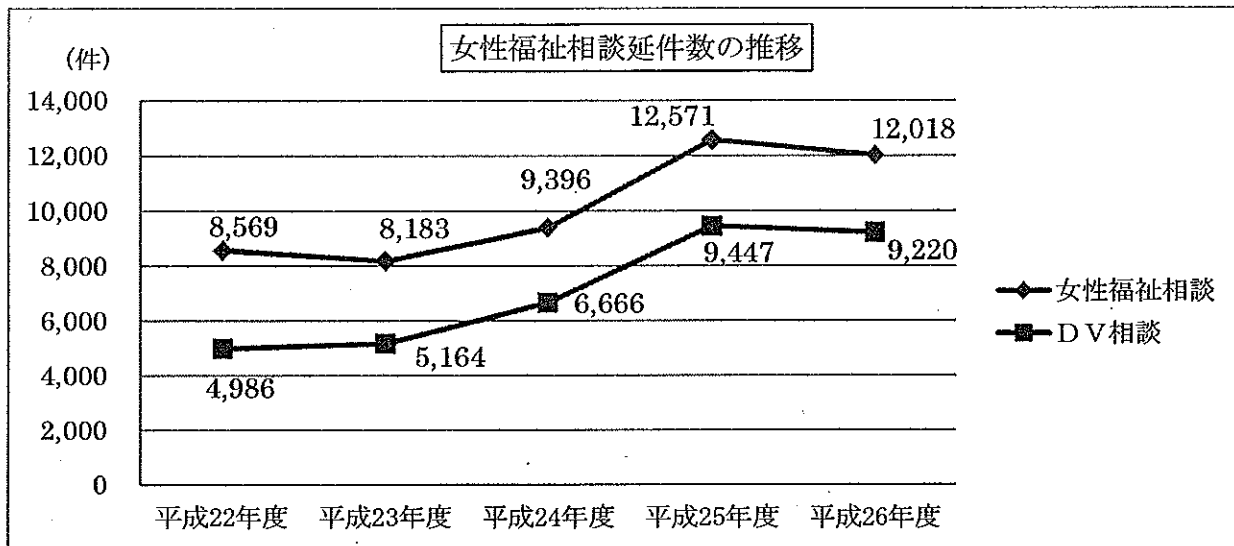


平成 22 年度、26 年度男女平等参画基礎調査（名古屋市）

2 DV相談件数

(1) 女性福祉相談（配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所）

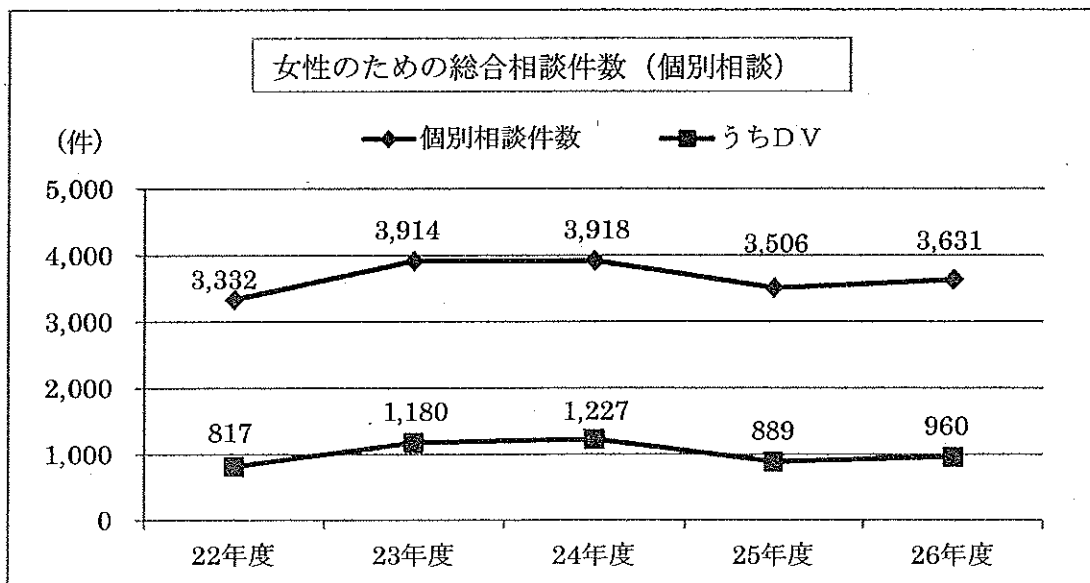
女性福祉相談中、DV相談の延べ件数は、平成22年度と平成26年度を比較すると約85%の大幅な増となっています。



平成27年度子ども青少年局調べ（名古屋市）

(2) 女性のための総合相談（男女平等参画推進センター）

男女平等参画推進センターにおいて、女性が様々な場面で直面する問題の解決に向けて「女性のための総合相談」を実施しており、電話相談・面接相談などの個別相談は3,500件前後から4,000件の間で推移しています。相談内容では、DVの相談が全体の4分の1程度を占めており、DVに関する悩みを抱える女性が多いことを示しています。



平成27年度総務局調べ（名古屋市）

3 子どもの被害経験

DV は、面前で暴力を目撃することにより、子どものところに大きな傷を与える心理的虐待のほか、同時に身体への暴力などの虐待を受けている可能性もあります。

内閣府の調査では、被害を受けたことがある家庭の約3割（27.3%）は子どもの被害もみられ、名古屋市の調査でも、回答者の86%が子どもの前で暴力を受けたとあることから、子どもへの支援の必要性が伺えました。

被害を受けた家庭のうち子どもの被害経験の有無

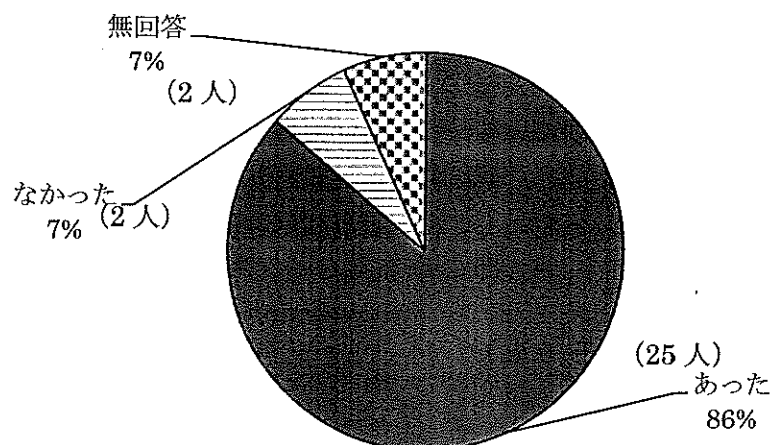
■あった □わからない □まったくない □無回答



平成27年3月男女間における暴力に関する調査（内閣府男女共同参画局）

※これまでに配偶者から被害を受けたことがあり、子どもがいる人に、子どもが配偶者から被害を受けたことがあるかを聞き、何らかの被害経験が「あった」と回答した人の割合

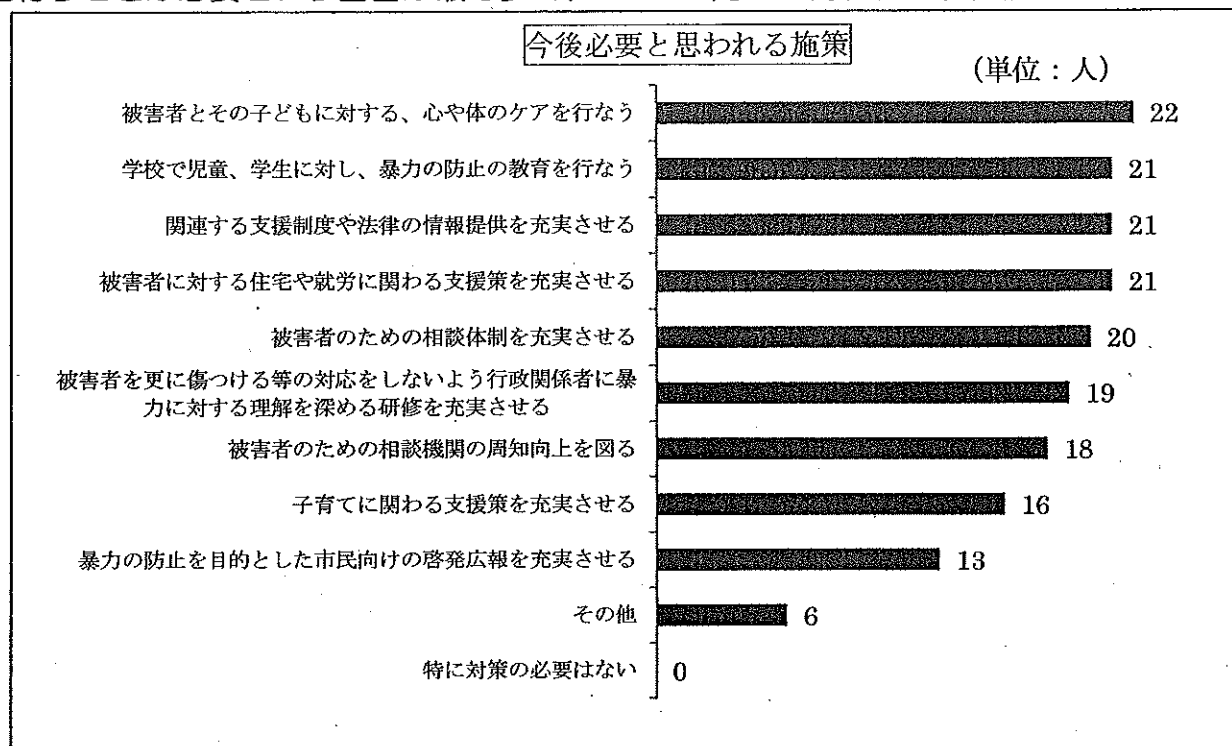
子どもの目の前で暴力を経験したことがありますか



平成27年6月～7月配偶者からの暴力の被害者支援に係る調査（名古屋市）

4 今後必要と思われる施策

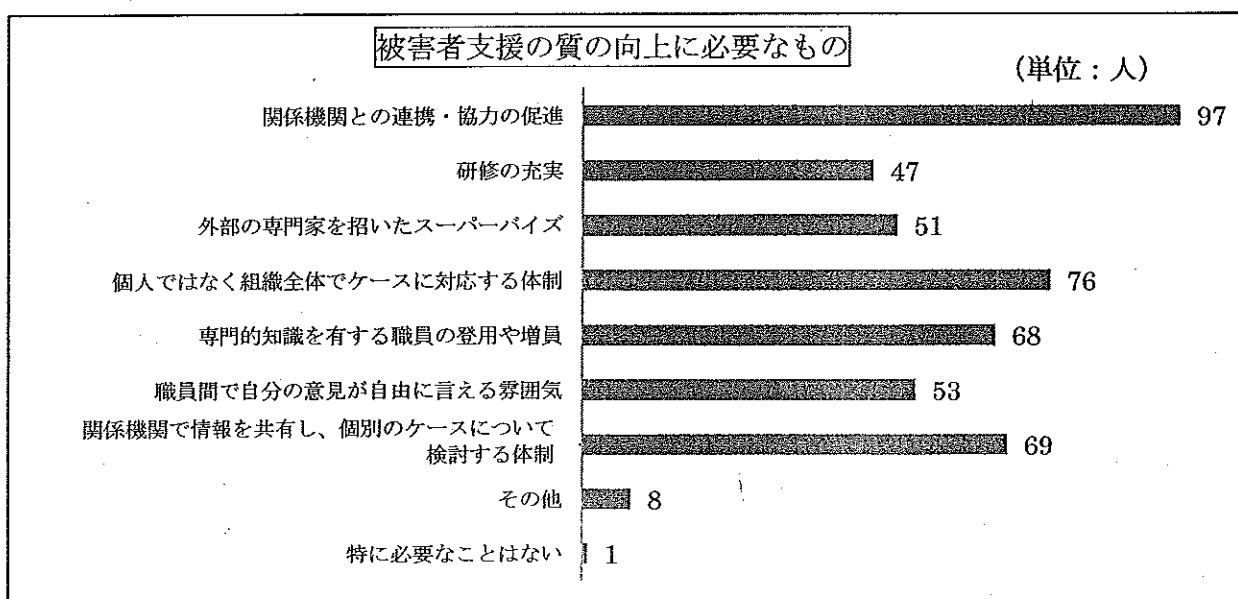
名古屋市の被害者に対する調査では、被害者とその子どもに対する心や体のケアを行うことが必要という回答が最も多く、ニーズの高さが伺われます。(複数回答可)



平成27年6月～7月配偶者からの暴力の被害者支援に係る調査(名古屋市)

5 被害者支援の質の向上に必要なもの

名古屋市の支援者に対する調査では、関係機関との連携・協力の促進が必要という回答が最も多く、支援における必要性の高さが伺われます。(複数回答可)



平成27年6月～7月配偶者からの暴力の被害者支援に係る調査(名古屋市)

第3章 第2次計画の評価と課題

名古屋市はDV被害者とその子ども・親族の安心と安全に配慮した総合的なDV対策を積極的に推進することを目的に「配偶者暴力防止等基本計画（第2次）」を平成24年3月に策定しました。

この計画では、上記の目的を達成するために、3つの基本方向及び11の目標を定め、計画期間である平成24年度から平成27年度まで各施策を展開してきました。

1 第2次計画の体系

基本方向1 DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり

目標(1) DVへの理解推進及び防止意識の向上

- ① 市民への意識啓発の推進
- ② 「デートDV」防止教育の推進
- ③ 外国籍や障害などに配慮した広報・啓発
- ④ 相談を通じた啓発及び施策化の推進
- ⑤ 職員に向けたDV理解の推進
- ⑥ 配偶者暴力に関する調査研究

目標(2) DV被害の発見

- ⑦ 通報体制の整備
- ⑧ 早期発見のための関係者への周知

基本方向2 DV被害者への切れ目のない支援体制づくり

目標(3) 相談・保護体制の整備

- ⑨ 配偶者暴力相談支援センターの調整機能の強化
- ⑩ 女性と子どもの福祉的支援体制の整備
- ⑪ 緊急時における安全の確保の推進
- ⑫ 子どもへの支援の充実

目標(4) 住まいへの支援体制の整備

- ⑬ 安定的な住まいへの支援の充実

目標(5) 就業などの生活支援体制の整備

- ⑭ 就業支援の充実
- ⑮ 生活支援の充実
- ⑯ 安心と安全に配慮した支援の充実

目標(6) ところとからだへの支援体制の整備	
⑰	精神的な支援の充実
⑱	被害者を孤立させない支援体制の整備
目標(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援体制の整備	
⑲	外国籍被害者への支援体制の充実
⑳	高齢の被害者への支援体制の充実
㉑	障害のある被害者への支援体制の充実
基本方向3 総合的な推進体制づくり	
目標(8) 総合的な推進体制の整備	
㉒	市役所内における推進体制の整備
㉓	民間団体等との推進体制の整備
目標(9) 関係機関・団体等の連携・協力の推進	
㉔	国・県の機関との連携・協力の推進
㉕	民間団体との連携・協力の推進
目標(10) 研修体制の整備	
㉖	二次的被害防止のための職務関係者研修の充実
㉗	支援者スキルアップ研修の実施
目標(11) 苦情への適切かつ迅速な対応	
㉘	苦情処理の適正化

2 取組概要及び評価と課題

第2次計画期間中（平成24年度～平成27年度）における3つの基本方向ごとの取組概要及び評価と課題は以下のとおりです。

基本方向1 DV防止策の推進と暴力を許さない地域社会づくり

取組概要

- ・DVへの理解の推進のために、パープルリボンキャンペーンや職員に向けた研修などに取組むとともに、防止意識の向上のために、DV防止啓発カードの配布やデートDV出張講座などを行いました。
- ・DV被害の早期発見・早期対応のために、病院や消防署から配偶者暴力相談支援センターへの通報に対応するとともに、DV防止啓発カードの配布などによる関係者への周知を行いました。

目標	施策の方向と第2次計画期間中の主な取組み内容
(1) DVへの理解 推進及び防止意識の向上	①市民への意識啓発の推進 ・DV防止啓発カードの配布 ・パープルリボンキャンペーンの実施 ②「デートDV」防止教育の推進 ・デートDV出張講座の実施 ・高校生向けデートDV防止啓発リーフレットの作成 ③外国籍や障害などに配慮した広報・啓発 ・多言語版リーフレットの作成 ④相談を通じた啓発及び施策化の推進 ・男女平等参画推進センター相談室における相談の実施 ⑤職員に向けたDV理解の推進 ・管理職対象、相談担当者対象など各種研修の実施 ⑥配偶者暴力に関する調査研究 ・「第8回名古屋市男女平等参画基礎調査」の実施
(2) DV被害の発見	⑦通報体制の整備 ・配偶者暴力相談支援センターにおいて、消防関係者等と連携し速やかな被害者の状況確認、助言や保護等の支援の実施 ⑧早期発見のための関係者への周知 ・各種会議において、教育関係者や民生委員・児童委員などへのDV防止啓発カードの配布

評価と課題

- ・啓発活動の取組み等により、DVに関する社会的認知は広まりつつありますが、いまだ多くの被害者が潜在していると考えられることから、DVに対する正しい理解が進むよう、広報・啓発活動を推進していく必要があります。
- ・デートDVは、将来のDVにつながる危険性があるため、DV被害の未然防止の観点から、若年層へのデートDV防止のための意識啓発等の強化が必要です。
- ・通報体制の整備により、配偶者暴力相談支援センターにおいて、医療機関等からの通報を受け、対応しています。今後も、二次的被害防止の観点等も含め、医療機関等に対し、引き続き通報体制にかかる周知を進める必要があります。
- ・DV防止啓発カードの配布や各種会議の開催等により、関係者への周知に取り組んでいます。DV被害の早期発見・早期相談のために、引き続き、関係者への理解の促進の取組みが必要です。

基本方向2 DV被害者への切れ目のない支援体制づくり

取組概要

- ・配偶者暴力防止参与の配置や支所への女性福祉相談員の配置、緊急宿泊事業の実施など相談・保護体制の整備を行いました。
- ・住まいにかかる支援として、市営住宅の目的外使用許可による一時使用（中期滞在支援事業）などを行いました。
- ・就業など生活への支援として、男女平等参画推進センターにおいて再就職・起業支援に関する講座・セミナーなどを行いました。
- ・ところとからだへの支援として、男女平等参画推進センター相談室におけるカウンセリング事業や、「親子支援プログラム」事業などを行いました。
- ・外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者に対し、関係機関と連携した支援を行いました。

目標	施策の方向と第2次計画期間中の主な取組み内容
(3) 相談・保護体制の整備	⑨配偶者暴力相談支援センターの調整機能の強化 ・配偶者暴力防止参与の配置 ⑩女性と子どもの福祉的支援体制の整備 ・支所への女性福祉相談員の配置 ⑪緊急時における安全の確保の推進 ・緊急に一時保護を必要とする被害者等に対し、宿泊場所の提供を実施（緊急宿泊事業） ⑫子どもへの支援の充実 ・学校・幼稚園・保育所における安全の確保
(4) 住まいへの支援体制の整備	⑬安定的な住まいへの支援の充実 ・市営住宅の目的外使用許可による一時使用の実施（中期滞在支援事業）
(5) 就業などの生活支援体制の整備	⑭就業支援の充実 ・男女平等参画推進センターにおける再就職・起業支援に関する講座・セミナーの開催 ⑮生活支援の充実 ・母子生活支援施設への入所 ⑯安心と安全に配慮した支援の充実 ・住民基本台帳事務における支援措置

目標	施策の方向と第2次計画期間中の主な取り組み内容
(6) ところとから だへの支援体制 の整備	⑪精神的な支援の充実 ・男女平等参画推進センター相談室におけるカウンセリング事業の実施 ⑫被害者を孤立させない支援体制の整備 ・「親子支援プログラム」事業の実施
(7) 外国籍被害 者・高齢の被害 者・障害のある 被害者への支援 体制の整備	⑬外国籍被害者への支援体制の充実 ・女性及び児童に対する通訳等派遣事業の実施 ⑭高齢の被害者への支援体制の充実 ・高齢者虐待相談センター・社会福祉事務所・いきいき支援センター・愛知県女性相談センターと連携した支援の実施 ⑮障害のある被害者への支援体制の充実 ・障害者虐待相談センター・社会福祉事務所・保健所・愛知県女性相談センターと連携した支援の実施

評価と課題

- ・相談件数が増加傾向にあり、被害者の抱える問題についても、多様化・複合化していることから、支援体制の充実・組織対応力の強化が必要です。
- ・多様化・複合化する問題に対応するため、関係機関が連携し、被害者の状況に応じた切れ目のない自立に向けた支援の充実・強化が必要です。
- ・DVは、被害者とその子ども・親族に対して身体的・心理的に大きな影響を与えるため、精神的支援の充実が必要です。
- ・被害者に同伴する子どもは、DVを目撃し、心理的虐待を受けている場合も多く、さらに、子ども自身が暴力の対象になっている場合もあることから、心理的ケアなども含めた総合的な支援の強化が必要です。
- ・被害者やその子ども・親族が避難後も地域で孤立することがないように、精神的に支え、ところとからだの回復に向けた支援を実施する取り組みが必要です。

基本方向3 総合的な推進体制づくり

取組概要

- ・市役所内においては、名古屋市男女平等参画推進協議会等を開催し、庁内の連携を図りました。また、民間団体等との関係においては、関係機関・民間団体等が参加する名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議を開催し、相互の情報共有を図るなど、総合的な推進体制の整備を行いました。
- ・愛知県女性相談センター、愛知県警察や民間団体等との連携・協力の推進を行いました。
- ・二次的被害防止のための職務関係者研修や相談担当者研修を実施し、研修体制の整備を行いました。

目標	施策の方向と第2次計画期間中の主な取組み内容
(8) 総合的な推進体制の整備	㉒市役所内における推進体制の整備 ・名古屋市男女平等参画推進協議会の開催 ・名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議の開催 ㉓民間団体等との推進体制の整備 ・名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議の開催
(9) 関係機関・団体等の連携・協力の推進	㉔国・県の機関との連携・協力の推進 ・愛知県女性相談センターや愛知県警察等との連携・協力の推進 ㉕民間団体との連携・協力の推進 ・「見守り・同行支援事業」など事業委託の実施 ・民間シェルターを運営する民間団体への家賃補助の実施
(10) 研修体制の整備	㉖二次的被害防止のための職務関係者研修の充実 ・職員、関係機関、民間団体などを対象とする職務関係者研修の実施 ㉗支援者スキルアップ研修の実施 ・相談担当者研修の実施
(11) 苦情への適切かつ迅速な対応	㉘苦情処理の適正化 ・男女平等参画苦情処理制度等の周知

評価と課題

- ・名古屋市男女平等参画推進協議会等の開催により、DV防止にかかる施策の全庁的な推進体制や名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議による関係機関・民間団体等との推進体制の整備を図ることができました。今後も、これらの体制を活用し、DV防止にかかる関係機関と連携した取組みを実施していくこ

とが必要です。

- ・愛知県や愛知県警察が主催する各種会議への参画・個別の連携など、関係機関と引き続き緊密に連携していくことが必要です。
- ・関係機関との連携を強化するとともに、民間団体と連携した取組みの推進が必要です。
- ・増加する多様化・複合化した問題に対応するため、支援の質の向上や組織の対応力強化を目的とした研修の体系化が必要です。
- ・二次的被害防止の観点から研修の更なる充実を図るとともに、支援者の「バーンアウト（燃え尽き）」状態や「二次受傷（被害者と同様な被害の心理的経験を経て精神的ダメージを受けること）」を防ぐための研修等の取組みが必要です。

第4章 第3次計画の内容

1 第3次計画の体系

基本方針

被害者等の保護や自立に関わる総合的な支援を推進するとともに、人権が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指す

基本方向 1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見

目標(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上

- ① 市民への意識啓発の推進
- ② 「デートDV」防止教育等の推進
- ③ 外国籍・障害に配慮した広報・啓発
- ④ 相談を通じた啓発及び施策化の推進
- ⑤ 職員に向けたDV理解の推進
- ⑥ 配偶者暴力に関する調査研究

目標(2) 暴力被害の早期発見

- ① 通報体制の整備
- ② 早期発見のための関係者への周知

基本方向 2 切れ目のない相談・支援の充実

目標(3) 相談及び保護体制の充実

- ① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化
- ② 相談支援体制の充実
- ③ 被害者等の安全確保
- ④ 安心と安全に配慮した支援

目標(4) 被害者の自立支援の充実

- ① 自立に向けた支援
- ② 住まいの確保のための支援
- ③ 就業支援

目標(5) 被害者等の心理的ケアの充実

- ① 精神的な支援
- ② 被害者の孤立防止のための支援

目標(6) 子どもへの支援の充実	
①	子どものこころのケア
②	子どもへの学校等の支援
③	貧困の連鎖を断ち切るための支援との連携
目標(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援の充実	
①	外国籍被害者への支援
②	高齢の被害者への支援
③	障害のある被害者への支援
基本方向3 総合的な支援体制の強化	
目標(8) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進	
①	総合的な庁内連携の推進
②	関係機関・民間団体との連携・協力の推進
目標(9) 支援者の育成	
①	支援者研修の体系化によるスキルアップ
②	支援者のメンタルヘルス
③	二次的被害防止のための関係職員への研修
目標(10) 苦情への適切かつ迅速な対応	
①	適切な苦情処理の実施

2 施策を推進する事業

基本方向1 配偶者からの暴力の未然防止と被害の早期発見

配偶者からの暴力防止について、市民啓発と関係者への周知を推進し、暴力の未然防止と被害の早期発見を目指します。

目標(1) DVに対する理解の推進と防止意識の向上

① 市民への意識啓発の推進

広く市民に対して、DVについての正しい理解が進むよう、DVには、具体的にどのような行為があるのか、また、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという意識啓発を推進し、DVの未然防止や被害の早期発見に努めます。

主な事項	内 容	方向性	所 管
男女の人権を尊重するための啓発事業	男女平等参画推進センターや女性会館、各区生涯学習センター、なごや人権啓発センターにおいて、男女の人権が尊重され、男女共同参画社会の実現のための教育・学習機会の充実を進めます。	継続	総務局 市民経済局 教育委員会
DV根絶のための意識啓発事業	DV防止啓発カードの配布等により、相談窓口の周知を図るとともに、DV根絶に関する講座・セミナー・パープルリボンキャンペーンを実施します。 また、児童虐待対策と連携した広報・啓発を行います。	拡充	総務局 子ども青少年局
家庭における人権教育への支援	家庭における人権教育を支援するため、各種パンフレットを作成・配布します。	継続	教育委員会

② 「デートDV」防止教育等の推進

デートDVは将来のDVにつながる危険性もあり、若年層に対して、デートDV防止教育等の推進を図ることは、DVの防止に有効な手段であることから、デートDV防止の啓発や人権尊重の意識を高める教育、男女平等意識を高める啓発・教育等を進めます。

主な事項	内 容	方向性	所 管
デートDV防止等のための意識啓発事業	大学・高校等において、デートDV防止に関する講座・セミナー等による防止教育を進めます。 また、デートDV防止啓発カードを広く配布するとともに、男女平等意識や人権意識の向上が図れるよう、幼児期から若年層までの成長発達段階に応じた男女平等ハンドブック等を学校等において配布・活用します。	拡充	総務局 子ども青少年局 教育委員会

主な事項について

各目標を推進する主な事項とその内容を掲げました。

方向性の考え方

以下の基準により、計画期間中の事項の方向性を掲げました。

- 新規  計画期間中に新たに実施することを目指す事項
- 拡充  計画期間中に質的・量的な充実を図ることを目標とする事項
- 継続  計画期間中、継続して実施することを目指す事項

③ 外国籍・障害に配慮した広報・啓発

被害者が外国籍であったり、障害があることによって、相談に繋がることが遅れたり、適切な支援が受けられないことがないように、それらの被害者に配慮した広報・啓発を進めます。

主な事項	内 容	方向性	所 管
外国籍の被害者への配慮	被害者の国籍に関わらず早期に相談機関に繋がり適切な支援が受けられるよう、多言語版リーフレットを配布するなど広報・啓発に努めます。 名古屋市に住む外国籍の方の日常生活に役立つ情報を掲載した名古屋市公式ウェブサイト(外国語版)により、引き続き相談窓口の周知を図ります。	継続	総務局 子ども青少年局 市長室
障害のある被害者への配慮	DV防止等に関する点字版リーフレットを作成するなど、障害のある被害者に配慮した広報・啓発を行います。	継続	総務局 子ども青少年局 健康福祉局

④ 相談を通じた啓発及び施策化の推進

性別に基づく人権侵害の解消に向けて、さまざまな悩みに直面する人々が相談窓口を利用しやすいよう広く周知を図り、相談者の気持ちを尊重しながら、主体的に解決できるよう、支援や必要に応じた情報提供を関係機関と連携しながら行います。また、相談から見えてくる社会的な課題の把握に努めます。

主な事項	内 容	方向性	所 管
女性のための総合相談	男女平等参画推進センターにおいて、女性のための総合相談を実施し、女性が直面する問題の解決に取り組むとともに課題の把握に努めます。	継続	総務局
男性のための相談事業	家族や仕事、人間関係等について悩みや生きづらさを解消するため、相談や支援を実施するとともに、男性の抱える課題の把握に努めます。	拡充	総務局
ホットライン事業	男女共同参画週間に関係機関と連携協力し、ホットライン事業を実施し、総合的な問題解決を目指します。今後もホットライン事業を継続し、相談機会の提供に努めます。	継続	総務局

⑤ 職員に向けたDV理解の推進

DVについては複合的な問題が含まれるため、被害者がそれぞれの問題の窓口となる行政機関に相談することが考えられることから、DVに関する相談窓口の職員に限らず様々な職場の職員に対し、被害者の人権やDVの特性等に関する理解を深めるために研修及び啓発を進めます。

主な事項	内 容	方向性	所 管
職員への研修	市職員（新規採用者、新任係長、新任課長等）に対し、男女平等参画研修のなかで、DVに対する理解をさらに深めるように努めます。	継続	総務局
教職員への研修	人権教育に関する研修を教職員の経験年数や職務に応じて初任者から校（園）長まで計画的に実施するとともに、研修内容を各校（園）の全職員に広める取組みを行います。	継続	総務局 教育委員会

⑥ 配偶者暴力に関する調査研究

DV被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、引き続き調査研究を進めます。

主な事項	内 容	方向性	所 管
調査研究	男女平等参画基礎調査等において、DVやデートDVに関する実態把握に努めます。	継続	総務局 子ども青少年局

目標(2) 暴力被害の早期発見

① 通報体制の整備

DVは、家庭内で行われることが多く、外部から発見することが困難である上、被害者が加害者からの報復や家庭の事情等様々な理由から支援を求めることをためらうことも考えられるため、日常の業務を行う中で、被害者を発見しやすい立場にある、医療関係者や消防関係者と連携し、被害者の早期発見に努めます。

主な事項	内 容	方向性	所 管
医療関係者との連携	被害者を発見しやすい立場である医療関係者向けのリーフレットを作成し、医療機関等に配布するなど、適切な通報が行われるよう、医療機関との連携を行います。	継続	子ども青少年局
消防関係者との連携	救急搬送において、DV被害が疑われるケースの通報について、配偶者暴力相談支援センター等と連携して対応します。	継続	子ども青少年局 消防局

② 早期発見のための関係者への周知

学校・幼稚園・保育所等、高齢者や障害者にかかる地域の相談支援機関、民生委員・児童委員等の福祉関係者は、医療関係者と同様、相談援助業務等を行う中で、被害者を発見しやすい立場にあると考えられるため、DVについての理解の深化を図り、連携を進めます。

主な事項	内 容	方向性	所 管
地域の関係機関等との連携	暴力被害の早期発見・早期対応のために、「名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」等を活用して、学校・幼稚園・保育所等、民生委員・児童委員、人権擁護委員等との連携を行います。	継続	総務局 子ども青少年局 健康福祉局 教育委員会
保健・福祉関係者との連携	いきいき支援センター、障害者基幹相談支援センター、ホームヘルパーや保健師等は、居宅訪問などの機会を通じて被害者を発見しやすい立場にあります。被害の発見と早期対応のために、「名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」等を活用して、保健・福祉関係者との連携を行います。	継続	総務局 子ども青少年局 健康福祉局
人権擁護機関との連携	法務省の人権擁護機関は、DV事案を認知した場合は人権侵犯事件として調査を行い、被害者の保護、救済に努めることとされていることから、連携を行います。	継続	総務局 子ども青少年局

基本方向2 切れ目のない相談・支援の充実

被害者等の安心と安全に配慮した支援のために、相談への対応、保護、自立支援、同伴する子どもへの支援等、多くの段階にわたって、被害者を孤立させない、切れ目のない相談・支援の充実を目指します。

目標(3) 相談及び保護体制の充実

① 配偶者暴力相談支援センターの機能強化

配偶者暴力相談支援センターは、被害者からの相談を受けるのみならず、被害者の支援を行う上で中心的な役割を果たす機関であり、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うため、支援者の育成や困難事例・緊急事案等へのコンサルティング機能の充実などを進めます。

主な事項	内 容	方向性	所 管
研修の体系化	関係職員に対し、担当者、係長級、管理職などの階層別研修や新任職員、中堅職員などの段階別研修を構築し、研修の体系化を図ります。 また、法律問題や事例検討、ロールプレイなど、より専門的な研修の充実を図ります。	拡充	子ども青少年局
コンサルテーション機能の充実	社会福祉事務所等が、支援困難事例に対して、適切かつ迅速に対応することができるよう、外部のスーパーバイザーの導入など、配偶者暴力相談支援センターのコンサルティング機能の充実を図ります。	拡充	子ども青少年局
配偶者暴力相談支援センター業務	被害者からの相談業務・裁判所への保護命令申し立て支援・事案に応じた関係機関の総合調整をはじめ、支援者の育成や困難事例・緊急事案等へのコンサルティングを行います。	継続	子ども青少年局
DV被害者ホットライン事業	土日祝日の電話による相談を行います。	継続	子ども青少年局
関係機関連携カンファレンスの実施	必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。	継続	子ども青少年局
児童虐待対応との連携	相談内容から児童虐待にあたると思われる場合は、児童相談所や社会福祉事務所と連携し、支援を行います。	継続	子ども青少年局

② 相談支援体制の充実

相談窓口においては、被害者等の抱える問題や背景を的確に理解し、適切な助言や情報提供をはじめ、保護や自立に係る支援につなげる必要があります。そのため、支援者の育成や組織の対応力向上に努めるとともに、関係部署が連携した支援を行うことにより、被害者等の置かれた状況に配慮した的確な相談対応を行います。

主な事項	内 容	方向性	所 管
支援体制の充実	研修の体系化や内容の充実を図ることにより、支援者の育成・組織対応力の強化を行うとともに、相談件数の状況を踏まえ、相談支援体制強化について検討します。	拡充	子ども青少年局
コンサルテーション機能の充実 (再掲)	社会福祉事務所等が、支援困難事例に対して、適切かつ迅速に対応することができるよう、外部のスーパーバイザーの導入など、配偶者暴力相談支援センターのコンサルティング機能の充実を図ります。	拡充	子ども青少年局
専門家（弁護士）との連携	愛知県弁護士会と連携し、DV相談の支援者等が、弁護士から法的な問題について助言を受ける「DV相談等法律問題援助事業」を実施し、より適切な支援を行います。	継続	子ども青少年局
関係機関連携カンファレンスの実施 (再掲)	必要に応じ、関係機関が集まり、個別のケースについて支援の検討を行います。	継続	子ども青少年局
被害者等の安心・安全に配慮した相談・支援	被害者が諸手続きのために複数の窓口に出向いて、繰り返しDV被害について説明することは、加害者と遭遇する危険性が高まる上、心理的にも大きな負担になることから、諸手続きを行うに際し、一定の場所に関係部署の担当者が出向くなどの配慮（ワンストップサービス）をして支援を行います。	継続	関係局

③ 被害者等の安全確保

DVは被害者のみならず、その子どもや親族の生命・身体の安全も脅かすおそれがある重大な問題であり、安全確保を最優先として、関係機関や民間団体等と連携し支援を進めます。

主な事項	内 容	方向性	所 管
一時保護所での保護	被害者等の安全確保のため、一時保護が必要な場合に、愛知県女性相談センターや愛知県警察と連携し、安全かつ迅速に一時保護を行います。	継続	子ども青少年局
緊急宿泊事業	緊急時における安全確保のために、必要やむを得ない場合「一時保護」に先行して、緊急に保護を必要とする被害者等を対象に宿泊場所の提供を行います。	継続	子ども青少年局
民間シェルターへの支援	DV 被害者等のためのシェルターを運営する民間団体に家賃補助を行い、緊急に保護を必要とする被害者等の安全な場の確保に努めます。	継続	子ども青少年局
施設における緊急保護	必要に応じて、保護が可能な施設において被害者等の緊急保護を行います。	継続	子ども青少年局

④ 安心と安全に配慮した支援

被害者の自立支援は、被害者及びその関係者の安全確保を図ることが重要であるため、被害者の住所や居所などの個人情報のほか、その支援を行う施設や団体の所在地等、被害者にかかる情報について、適切な管理に努めます。

主な事項	内 容	方向性	所 管
被害者等にかかる情報管理	被害者支援にかかわる関係局、関係機関において、被害者等の個人情報保護及び情報の適切な管理を行います。	継続	総務局 子ども青少年局 はじめ関係局
被害者等の情報保護にかかる支援	配偶者暴力相談支援センターを始めとする被害者支援に関わる関係部署において、住民基本台帳事務や国民年金などにおける被害者情報を保護するための支援策について、事案に応じ、被害者等に対し、情報提供を行います。	継続	子ども青少年局 財政局 市民経済局 健康福祉局 はじめ関係局

目標(4)被害者の自立支援の充実

① 自立に向けた支援

被害者の自立に向けた支援は、主に社会福祉事務所において、事案に応じて実施します。母子・父子自立支援員によるひとり親家庭支援策をはじめ、児童の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の実施、生活保護が必要な方への適切な適用や生活困窮者自立支援事業などの活用による自立支援を行います。

主な事項	内 容	方向性	所 管
ひとり親家庭等に対する自立に向けた相談	施策の窓口である区役所・支所において総合的な相談を行います。	継続	子ども青少年局
児童扶養手当等の支給	収入を補完するための手当の支給による支援をします。	継続	子ども青少年局
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成します。	継続	子ども青少年局
母子父子寡婦福祉資金の貸付	生活の安定と向上を目的として、生活資金、技能習得資金、修学資金などを原則無利子で貸し付けます。	継続	子ども青少年局
母子生活支援施設における支援	被害者とその子どもを保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。	継続	子ども青少年局
母子生活支援施設の改築・整備	母子生活支援施設の老朽化にともなう改築・整備を行います。	拡充	子ども青少年局
生活困窮者の自立支援	複合的な課題を抱え生活に困窮している方への相談窓口として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、個別的で継続的な相談支援を行います。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携を行います。 要保護状態にあるなど、生活保護が必要な方は、担当部署に適切につなぎ、支援を行います。	継続	健康福祉局

② 住まいの確保のための支援

被害者の自立を支援するためには、居住の安定を図ることは極めて重要です。配偶者暴力相談支援センターなど支援機関では、被害者に対し、住宅の確保についての情報提供等を行うとともに、市営住宅への入居に際して、被害者の自立支援のため優先入居の制度の活用を図ります。

主な事項	内 容	方向性	所 管
市営住宅への入居による支援	被害者等の居住安定を図り、その自立を支援するため、市営住宅への入居に際して、一般募集とは別に、ひとり親世帯向けや母子生活支援施設の退所者向け等の募集を行います。	継続	子ども青少年局 住宅都市局
市営住宅の目的外使用による支援	市営住宅の目的外使用許可により、一時的に市営住宅を提供し、自立のための生活支援を行います。	継続	子ども青少年局 住宅都市局
愛知県あんしん賃貸支援事業の情報提供	被害者等の世帯の入居を受け入れる住宅や不動産店、居住支援に関する情報を提供します。	継続	住宅都市局
母子生活支援施設における支援 (再掲)	被害者とその子どもを保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。	継続	子ども青少年局

③ 就業支援

被害者の自立を支援する上で、就業支援を促進することは極めて重要です。配偶者暴力相談支援センターをはじめ支援機関は、被害者の状況に応じて、ハローワーク、仕事・暮らし自立サポートセンターなど様々な就業支援機関等に関する情報提供を行い、当該関係機関と連携して、就業に向け支援を進めます。

主な事項	内 容	方向性	所 管
男女平等参画推進センターにおける就業支援	男女平等参画推進センターにおいて、就業支援に向けた講座などを行います。	継続	総務局
母子家庭等就業支援センター名古屋 市相談室（ジョイナス、ナゴヤ）における就業相談	一人ひとりの職歴、職業適性、家庭の状況、職業の希望等に応じて、効率的に職業能力の向上を図り安定的就業につながるよう就業相談を行います。また、相談を通して必要に応じ、個々の状況にあわせた自立支援プログラムを策定し、これに基づき関係機関と連携するなどの継続的な支援を行います。	継続	子ども青少年局
自立支援給付金事業	ひとり親家庭の自立を支援するため、就業に有利な資格取得のための支援として、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給します。	継続	子ども青少年局
一体的就労支援事業	ハローワークによる区役所就労支援コーナー及び巡回相談を実施し、一体的な就労支援を行います。	継続	子ども青少年局 健康福祉局

主な事項	内 容	方向性	所 管
なごやジョブ・サポートセンターにおける就業支援	職業紹介や就職準備セミナーなどの就業支援を行います。	継続	市民経済局
生活困窮者の自立支援 (再掲)	複合的な課題を抱え生活に困窮している方への相談窓口として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を設置し、個別的で継続的な相談支援を行います。また、対象者を早期に把握し適切な支援につなぐために、地域との連携を行います。	継続	健康福祉局

目標(5) 被害者等の心理的ケアの充実

① 精神的な支援

被害者は、繰り返される暴力の中で、身体的な怪我のほかPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の障害を抱えることや加害者からの追及の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的に不安定な状態にある場合もあり、被害者等の心身の回復のため、必要な支援を行います。

主な事項	内 容	方向性	所 管
女性のための総合相談におけるカウンセリング事業	男女平等参画推進センターの女性のための総合相談において、必要に応じ、臨床心理士等によるカウンセリング事業を行います。	継続	総務局
女性の自立のためのグループプログラム	男女平等参画推進センターの女性のための総合相談において、DVの理解、セルフケアなどについて理解を深める講座等を行います。	継続	総務局
親子支援プログラム事業	DVのある環境から離れ、地域生活を始めた被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。	継続	子ども青少年局
DV被害者のためのサポートグループ事業	被害者同士が集まり、体験や感情を共有し、情報を交換することにより、精神的な回復を図ります。	新規	子ども青少年局
DV被害者とその子どものための心理的ケア	被害者とその子どもの心理的ケアを充実するため、親と子でのカウンセリングなどの検討を行います。	新規	子ども青少年局
精神保健福祉センター等による支援	精神保健福祉センターや保健所は、身近な相談機関として、こころの健康に関する相談に応じ、医療機関等と連携して精神的支援を行います。	継続	健康福祉局

② 被害者の孤立防止のための支援

被害者は、避難をする場合に、それまでに築いた地域社会との関わり、そこでの人間関係等も失うことになり、新たな場所で生活をはじめることとなることから、将来への不安や孤立感などが解消されるよう、見守りながら継続的に支援を行います。

主な事項	内 容	方向性	所 管
親子支援プログラム事業 (再掲)	DVのある環境から離れ、地域生活を始めた被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。	継続	子ども青少年局
見守り・同行支援事業	一時保護所や母子生活支援施設を退所した後など、地域で自立生活を始めた被害者を継続して支援していくために、電話相談や家庭訪問、裁判所等への付き添いなどを行います。	継続	子ども青少年局

目標(6) 子どもへの支援の充実

① 子どものこころのケア

児童虐待の防止等に関する法律上、子どもが同居する家庭において、DVなど子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うことは児童虐待（心理的虐待）にあたりとされています。DVは、面前で暴力を目撃した子どものこころを深く傷つけたり、子どもも身体への暴力を受けている可能性があるなど、子どもに重大な影響を与えると考えられることから、傷ついた子どものこころのケアを行います。

主な事項	内 容	方向性	所 管
児童相談所による子どもへの心理的ケア	児童相談所は、関係機関と連携し、DVのある家庭環境で育った子どもへの心理的ケアを行います。	継続	子ども青少年局
DV被害者とその子どものための心理的ケア (再掲)	被害者とその子どもの心理的ケアを充実するため、親子でのカウンセリングなどの検討を行います。	新規	子ども青少年局
親子支援プログラム事業 (再掲)	DVのある環境から離れ、地域生活を始めた被害者とその子どものこころのケアと親子関係の回復のためのプログラムを行います。	継続	子ども青少年局

② 子どもへの学校等の支援

DVを面前で目撃することによる心理的虐待等のほかに、避難に伴う転居により、学校・幼稚園・保育所等、友人関係、母親の就労環境など、子どもの生活環境が一変することがあり、これらは、子どもにとって大きな精神的負担になっていると考えられます。子どもが抱える不安や悩みを、関係機関が適切に受け止め、新たな環境で健やかに過ごすことができるよう連携して支援を進めます。

主な事項	内 容	方向性	所 管
児童相談所等における相談支援	児童相談所等において、養護（児童虐待）・保健・非行・育成（不登校・しつけ等）などの相談支援を実施します。	継続	子ども青少年局
児童相談所の体制強化	被虐待児や虐待をした親への十分なケアを実施するなど、本市の子どもの安全で健全な発達環境を保障していくために、児童福祉司の増員など児童相談所の体制を強化します。	拡充	子ども青少年局

主な事項	内 容	方向性	所 管
第3児童相談所（仮称）の設置	急増する児童虐待相談をはじめとする児童相談に迅速・的確に対応するために、第3児童相談所（仮称）を設置します。	新規	子ども青少年局
社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化	社会福祉事務所における子ども家庭相談の体制を強化し、児童虐待などへの対応を拡充します。	拡充	子ども青少年局
児童虐待防止における関係機関の連携	児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整（なごや子どもサポート連絡協議会等）、情報交換を実施するとともに、電算システムを活用して社会福祉事務所、児童相談所、保健所等の情報共有を迅速・的確に行います。	継続	子ども青少年局
名古屋市児童を虐待から守る条例の推進	「名古屋市児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める5月、11月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を行います。	拡充	子ども青少年局
なごやっ子 SOS	児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により24時間・365日の体制で受け付ける電話相談事業を行います。	継続	子ども青少年局
保育所等の利用にかかる配慮	保育所等の利用調整において、児童福祉の観点から、DV被害者の世帯に対する優先的な配慮を行います。	継続	子ども青少年局
ハートフレンドなごやでの教育相談事業	子どもの教育・養育上の問題に関するあらゆる内容について、子ども及びその保護者に寄り添い、問題を解決するために教育相談を行います。必要に応じて、児童相談所をはじめとした他の相談機関と連携を図ります。	継続	教育委員会
なごや子ども応援委員会	いじめ、不登校等につながる潜在化した心の問題に対し、専門的見地からの積極的なアプローチを行い、児童生徒が抱える問題の未然防止・早期発見や個別支援を行うため、なごや子ども応援委員会の体制の充実を図ります。	拡充	教育委員会
スクールカウンセラーの配置	児童生徒のさまざまな心の問題に対応するため、スクールカウンセラーを全中・高等学校に配置するとともに、小学校でも活用します。	拡充	教育委員会

③ 貧困の連鎖を断ち切るための支援との連携

ひとり親家庭となった被害者の子どもが、親の経済的困窮が原因で将来にわたって貧困が連鎖することがないように、学習や就業などの支援を行います。

主な事項	内 容	方向性	所 管
支援が必要な子どもへの学習サポート事業	生活保護世帯、生活困窮世帯、ひとり親家庭の中学生に対して、学習会などを行う学習支援事業の充実を図ります。	拡充	子ども青少年局 健康福祉局
母子家庭等就業支援センター名古屋 市相談室（ジョイナス、ナゴヤ）における就業相談（再掲）	一人ひとりの職歴、職業適性、家庭の状況、職業の希望等に応じて、効率的に職業能力の向上を図り安定的就業につながるよう就業相談を行います。また、必要に応じ、個々の状況にあわせた自立支援プログラムを策定し、これに基づき関係機関と連携するなどの継続的な支援を行います。	継続	子ども青少年局
児童扶養手当等の支給（再掲）	収入を補完するための手当の支給による支援をします。	継続	子ども青少年局
ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	ひとり親家庭等にかかる医療費のうち、保険診療にかかる自己負担分を助成します。	継続	子ども青少年局
就学援助	経済的に困窮している小中学生の保護者に対して学用品などの費用を援助します。	継続	教育委員会

目標(7) 外国籍被害者・高齢の被害者・障害のある被害者への支援の充実

配偶者暴力防止法において、職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないとされており、それを踏まえ、被害者個々の立場、状況に十分配慮して相談支援を行います。

被害者が高齢者又は障害者である場合は、高齢者虐待又は障害者虐待にも該当する場合があることを認識し、これらの虐待に関する相談支援機関とも十分な連携を図り、支援を進めます。

① 外国籍被害者への支援

主な事項	内 容	方向性	所 管
女性及び児童への相談援助活動における通訳等派遣事業	日本語による意思疎通が十分にできない被害者等が相談に来た際に、社会福祉事務所等へ通訳者を派遣し円滑に相談できるように努めます。また、より多くの言語に対応し、迅速な相談対応ができるよう事業の充実を図ります。	拡充	子ども青少年局
愛知県女性相談センターとの連携	愛知県女性相談センターにおける一時保護は外国籍被害者も対象です。愛知県女性相談センターと連携して、外国籍被害者の支援を行います。	継続	子ども青少年局
多言語による各種相談等	名古屋国際センターでは、法律相談や心のカウンセリング、トリオホン等を活用した生活相談等の多言語（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等）による各種相談事業を推進します。	継続	市長室
日本語教育相談センターでの相談事業	外国人児童生徒の「初期日本語集中教室」「日本語通級指導教室」への就学相談及び翻訳・通訳派遣等を通じた支援を行い、日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への適応を図ります。	継続	教育委員会

② 高齢の被害者への支援

主な事項	内 容	方向性	所 管
社会福祉事務所、いきいき支援センター等による連携した支援	高齢の被害者に対して、配偶者暴力相談支援センターをはじめ、社会福祉事務所、いきいき支援センター等の関係機関が相互に連携して、個々の状況に配慮した支援を行います。	継続	子ども青少年局 健康福祉局
愛知県女性相談センターとの連携	愛知県女性相談センターでは、建物の構造上、生活や移動に介助等が必要でない場合等に、高齢の被害者の一時保護を行っています。愛知県女性相談センターと連携して、高齢の被害者の支援を行います。	継続	子ども青少年局
高齢者虐待相談センターにおける相談支援	高齢者虐待相談センターでは、DV被害も含めた高齢者虐待について相談を受け、社会福祉事務所やいきいき支援センターと連携を図りながら適切な対応を行います。	継続	健康福祉局

③ 障害のある被害者への支援

主な事項	内 容	方向性	所 管
社会福祉事務所、保健所等による連携した支援	障害のある被害者に対して、配偶者暴力相談支援センターをはじめ、社会福祉事務所、保健所等の関係機関が相互に連携して、個々の状況に配慮した支援を行います。	継続	子ども青少年局 健康福祉局
愛知県女性相談センターとの連携	愛知県女性相談センターでは、集団生活を送ることに支障のない場合等に、障害のある被害者の一時保護を行っています。愛知県女性相談センターと連携して、障害のある被害者の支援を行います。	継続	子ども青少年局
障害者虐待相談センターにおける相談支援	障害者虐待相談センターでは、DV被害も含めた障害者虐待について相談を受け、社会福祉事務所や障害者基幹相談支援センターと連携を図りながら適切な対応を行います。	継続	健康福祉局

基本方向3 総合的な支援体制の強化

配偶者暴力防止等基本計画（第3次）を推進していくため、関係機関・民間団体との連携を推進します。また、研修の充実を図ることにより、支援者を育成し、総合的な支援体制の強化を目指します。

目標(8) 総合的な推進体制の強化と関係機関等との連携推進

① 総合的な庁内連携の推進

DVについては、複合的な問題が含まれており、ひとつの機関のみで支援を行うことは困難であるため、重層的な庁内会議において必要な情報共有を図るとともに、被害者支援にかかる協議を行い、配偶者暴力防止等基本計画に基づく施策・事業の進捗管理に努め、庁内の連携を進めます。

主な事項	内 容	方向性	所 管
庁内の連携推進	「名古屋市男女平等参画推進協議会」では、DV防止をはじめとした男女平等参画の推進にかかる施策の総合的な企画及び連絡調整に関する事項について調査審議し、全庁的な対策を進めます。 また、「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」において、関係局における取組み等に関する情報共有を図り、配偶者暴力防止等基本計画に基づく施策が効果的に推進されるよう、関係局の連携等を進めます。	継続	総務局 子ども青少年局

② 関係機関・民間団体との連携・協力の推進

被害者を早期発見し、適切な保護、自立に繋げていくため、関係機関と相互に十分な連携を図りながら対応します。また、被害者支援に関する豊富な経験や専門知識を有する民間団体の理解と協力は重要であり、DVの防止や相談、保護、同行支援に至るさまざまな場面で緊密に連携を図ります。

主な事項	内 容	方向性	所 管
DV防止対策関係 機関等との連携	「名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」等を活用して、関係機関・民間団体の取組みが、配偶者暴力防止等基本計画に即して効果的に推進されるよう働きかけを行います。	継続	総務局 子ども青少年局
愛知県女性相談センターとの連携	被害者等の安心と安全の確保のため、一時保護を行う愛知県女性相談センターと緊密に連携して支援します。	継続	子ども青少年局
警察との連携	被害者等の安心と安全のため、愛知県警察が主催する「DV防止法執行機関連絡会議」に参画し意見交換を行うなど、愛知県警察と緊密に連携することで被害の防止を図るとともに、緊急対応を行います。	継続	子ども青少年局
DV被害者支援団体との連携・協力	被害者の支援に関し、経験の豊富な民間団体との連携により、被害者等の安全確保のための民間シェルター運営団体への家賃補助や孤立防止のための親子支援プログラム事業・見守り・同行支援事業を実施します。より一層の連携・協力を推進するため、民間団体の支援者も参加可能な研修を充実するなど、民間団体の支援を図ります。	拡充	子ども青少年局
他の自治体との広域的連携	広域的な連携等に関して、愛知県女性相談センターや関係する自治体との連携を十分に図って支援します。	継続	子ども青少年局
専門家（弁護士）との連携 （再掲）	愛知県弁護士会と連携し、DV相談の支援者等が弁護士から、法的な問題について助言を受ける「DV相談等法律問題援助事業」を実施し、より適切な支援を行います。	継続	子ども青少年局
児童虐待防止における関係機関の連携 （再掲）	児童虐待等の問題解決のため、全市各区レベルの連絡調整（なごや子どもサポート連絡協議会等）、情報交換を実施するとともに、電算システムを活用して社会福祉事務所、児童相談所、保健所等の情報共有を迅速・的確に行います。	継続	子ども青少年局

目標(9) 支援者の育成

① 支援者研修の体系化によるスキルアップ

適切な支援には、新しい課題や制度等について、十分な理解が必要です。

被害者等の支援を進めるにあたっては、相談・保護・自立・心身の回復までを視野に入れた切れ目のない支援が重要であり、公的機関・民間団体の支援者が共通理解と相互信頼を深め、支援者のスキルアップ・組織的対応力の強化などのための研修を充実します。

主な事項	内 容	方向性	所 管
研修の体系化 (再掲)	関係職員に対し、担当者、係長級、管理職などの階層別研修や新任職員、中堅職員などの段階別研修を構築し、研修の体系化を図ります。 また、法律問題や事例検討、ロールプレイなど、より専門的な研修の充実を図ります。	拡充	子ども青少年局
コンサルテーション機能の充実 (再掲)	社会福祉事務所等が、支援困難事例に対して、適切かつ迅速に対応することができるよう、外部のスーパーバイザーの導入など、配偶者暴力相談支援センターのコンサルティング機能の充実を図ります。	拡充	子ども青少年局
支援者への研修	相談支援業務に従事する職員や公的機関・民間団体の支援者の知識や支援スキルの向上のための研修を実施します。	継続	総務局 子ども青少年局

② 支援者のメンタルヘルス

被害者からの相談支援業務に従事する職員にかかるこころの問題として、過度に努力して自分自身をすり減らしてしまうことで、バーンアウト（燃え尽き）状態につながってしまうことや、被害者と同様な被害の心理的経験を経て精神的ダメージを受けること（二次受傷）があります。これらの状況を防止するため、支援者のメンタルヘルスに必要な対策を行います。

主な事項	内 容	方向性	所 管
支援者のこころのケア	相談支援業務に従事する職員が、バーンアウト（燃え尽き）状態やDVの二次受傷に陥ることがないように、臨床心理士等のアドバイス等の支援を行います。	拡充	子ども青少年局

主な事項	内 容	方向性	所 管
支援者の安全対策	相談支援業務に従事する職員が加害者から不当な危害を加えられないように、職員等の個人情報を守るなど、安全対策に努めます。	継続	子ども青少年局

③ 二次的被害防止のための関係職員への研修

支援者の言動が被害者をさらに追い詰め、傷つけること（二次的被害）の防止のためには、被害者と直接関わる部署の職員等に対する研修及び啓発が重要であり、被害者の置かれた状況を深く理解し、被害者に寄り添う支援を行うよう、一層の充実を図ります。

主な事項	内 容	方向性	所 管
研修の体系化 （再掲）	関係職員に対し、担当者、係長級、管理職などの階層別研修や新任職員、中堅職員などの段階別研修を構築し、研修の体系化を図ります。 また、法律問題や事例検討、ロールプレイなど、より専門的な研修の充実を図ります。	拡充	子ども青少年局
職務関係者研修	支援者等に対し、二次的被害防止のための研修を行います。	継続	総務局 子ども青少年局

目標(10) 苦情への適切かつ迅速な対応

① 適切な苦情処理の実施

申出のあった苦情について、適切かつ迅速に対応し、職務執行の改善に反映するよう努めます。

主な事項	内 容	方向性	所 管
苦情処理の取組み	男女平等参画苦情処理制度等を活用して、適切かつ迅速な対応を行います。	継続	総務局 子ども青少年局

第5章 計画の推進

1 推進体制

DV防止及び被害者支援に関する施策は広範多岐にわたり、ひとつの機関で支援を行うことは困難です。「名古屋市男女平等参画推進協議会」において必要な情報共有に努めるとともに、DV防止の推進に関する課題事項について調査・審議を行います。

また、「名古屋市ドメスティック・バイオレンス被害者支援庁内連絡会議」及び「名古屋市ドメスティック・バイオレンス対策関係機関連絡会議」において、施策、事業について実務者レベルでの協議を行い、関係部署・関係機関の連携を緊密に行い、計画の着実な推進を図ります。

2 推進にあたっての基本的な視点

- (1) 施策の策定・推進にあたっては、DV被害者の参画や意見を尊重します。
- (2) DVを防止すること及び、DV被害者の保護、自立支援は行政の責務です。
- (3) DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
- (4) 被害者は、自らの意思に基づき、安心・安全な生活を営む権利があります。
- (5) 被害者は、国籍、年齢、障害の有無に関わらず支援を受ける権利があります。
- (6) 被害者が本来持っている力を信頼しつつ、被害者の意思を尊重した支援が必要です。
- (7) DVが行われている家庭の子どもや親族も被害者です。
- (8) 施策の推進には、国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携が不可欠です。

3 実施状況の公表

この計画に基づく施策については、年度ごとに実施状況を公表します。